

特定非営利活動法人 メディカルメイクアップアソシエーション定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人メディカルメイクアップアソシエーションという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座3丁目8番13号銀座3丁目ビルディングに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、皮膚変色や皮膚障害の症状改善に効果のあるメディカルメイクアップ技術の指導、その普及事業及びそれらの症状で悩む人々の精神的苦痛の緩和につながる支援活動を行うことで、より多くの人たちが健やかに暮らせる社会づくりに無私の心をもって貢献する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 皮膚障害や皮膚変色のある人達へのメディカルメイクアップの技術指導及び普及事業
- (2) (1)を担うボランティアの養成事業
- (3) (2)のボランティアによる医療機関でのメディカルメイクアップボランティア事業
- (4) 皮膚障害や皮膚変色のある人達やグループへの支援事業
- (5) メディカルメイクアップに必要な技術、資材等の研究や開発、情報収集、発信事業
- (6) メディカルメイクアップに必要な資材供給事業
- (7) 同種の他団体との連携、協力、交流を図る事業
- (8) 前項の事業を推進するための広報活動事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、フェロー会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)フェロー会員（以下、F会員） この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人。議決権を有する。
- (2)アソシエイト会員（以下、A会員） この法人の目的に賛同して入会し、技術の提供等により活動に協力する個人。議決権を有しない。

(入 会)

第7条 F会員及びA会員の入会資格は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) この法人の目的に賛同し、この法人の目的に沿った活動を遂行できる個人であること
- (2) 住所・電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を登録し、この法人からの情報提供・請求・紹介に対応できること
- (3) 次の各号の一に該当しないこと
- ①暴力団員
 - ②暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④各地方自治体の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者
 - ⑤総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団員等、暴力、威力又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する者
 - ⑥その他本号①～⑤のいずれに準ずる者
- 2 F会員またはA会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続きにより、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の申し込みがあったとき、本条第1項各号に定める条件のいずれかを満たさないなどの正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 F会員またはA会員が納入する入会金の金額及び納入方法、並びに、会費の金額及び納入方法については、理事会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 F会員またはA会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 入会金および会費の滞納が、納入期限経過後3ヶ月以上継続したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 F会員及びA会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 F会員またはA会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令に違反し、または、公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) この法人の定款、諸規定、決議事項等に違反したとき。
- (3) この法人目的に反する行為をしたとき。
- (4) この法人、他の会員または第三者の権利を侵害したとき
- (5) この法人、他の会員、または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉を傷つけたとき。
- (6) この法人の許可なく、この法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し、この法人の目的と同じ、もしくは、これに類する活動をしたとき。
- (7) その他前項各号に該当する行為をする蓋然性があると、この法人が合理的に判断したとき。
- (8) 会員登録に関する情報につき、虚偽の事項を申述したとき。
- (9) その他前各号に準じる場合で、この法人が会員として不相当であると判断したとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費、その他の抛出金品は、理由のいかんを問わず返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受け取ることができる。ただし、報酬を受け取ることのできる役員の数、人数は、役員の数、総数の3分の1以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、F会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 監事の選任又は解任、職務
- (5) その他運営に関する事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) F会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席したF会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、F会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款の第44条および第47条に規定する場合を除き、出席したF会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又はF会員が総会の目的である事項について提案した場合において、F会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各F会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できないF会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他のF会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決したF会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有するF会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) F会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、F会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業譲渡
- (4) 名誉理事長を置く場合の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管 理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第43条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したF会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) F会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、F会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、理事会において譲渡先を決定する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会においてF会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(法の定める公告義務ある事項は、①法人解散による諸手続き、および②合併)

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第49条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第50条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第51条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 13 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員		2,000 円
	協力会員		1,000 円
	賛助会員		5,000 円
(2) 年会費	正会員	1 口	3,000 円
	協力会員	1 口	1,000 円
	賛助会員	1 口	5,000 円

- 7 この改正された定款は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
代表理事	宮原 幹夫
副代表理事	伊藤 節子
理 事	志水 俱己
同	小井塚 千加子
監 事	木村 綾子

附則

この定款は、平成 28 年 12 月 20 日（東京都から認証を受けた日）から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった令和元年 6 月 26 日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決を受け東京都から認証を受けた 2020 年 9 月 29 日から施行する。

令和 2 年 7 月 29 日
これは、当法人の定款である。

東京都中央区銀座三丁目 8 番 13 号
銀座三丁目ビルディング
特定非営利活動法人
メディカルメイクアップアソシエーション
理事長 仲 川 邦 彦